

# 令和8年第2回喬木村議会定例会

本会議（一般質問通告書）

令和8年6月15日（月）

## 令和8年第2回喬木村議会定例会一般質問

令和8年6月15日 午前9時00分開議

会場： 喬木村役場 議場

順序	氏名	質問事項
1	福澤 真理子	○特養喬木荘の施設の修繕について
2	中森 高茂	○大規模災害時に備えた行政代替庁舎の確保について ○ゴルフ場跡地購入等予算を要求した理由と購入後の活用ビジョンについて
3	櫻井 登	○村花「くりん草」の今後について
4	後藤 章人	○クマ出没に関する対策について ○村内に村管理の土捨て場を
5	小川原 美智穂	○人口減少と少子高齢化に関する今後の村の対応について
6	福澤 一成	○地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充について ○在宅介護世帯への支援について ○災害備蓄品の拡充について

令和 8 年 5 月 28 日

## 一 般 質 問 通 告 書

次の事項について喬木村会議規則第 60 条第 2 項の規定により通告します。

喬木村議会議長 下平 貢 殿

喬木村議会議員 福澤真理子

<p>質 問 事 項 1</p>	<p>特養喬木荘の施設の修繕について</p>
<p>質 問 の 趣 旨</p>	<p>特養喬木荘の数年来の雨漏りは、施設面、住環境面から大きなリスクがあると考ええる。早急に解決すべき課題ではないか。</p>
<p>質 問 要 旨 と 質 問</p>	<p>喬木村特別養護老人ホーム喬木荘は、平成 5 年（1993）の開設から 33 年が経過している。村が開設し、平成 18 年（2006）から指定管理者として喬木村社会福祉協議会により運営されている。今年度社会福祉協議会との懇談会を経て、先日社会文教委員会で、特養喬木荘とデイサービスセンターふれあいの施設の視察を行なった。利用者の使用するトイレ、冷暖房施設、職員の働く環境の課題など多くの課題を再確認した。</p> <p>本日は特養喬木荘の雨漏りの問題について伺う。</p> <p>雨漏りの問題は今に始まったことではなく、以前から問題になっていたと認識している。以前の視察の折には廊下の天井のパネルが垂れ下がり、穴の空いた状態であったことも記憶にある。今回の視察でも複数個所で天井のシミパネルがはがれかかっている個所も確認した。屋上は亀裂が入っており、ビニールのシートで覆うなど応急処置が施されていたが、その下にも水が入り込んでいる。</p> <p><b>質問 1</b> 雨漏りの問題について、村はどのように対応してこられたか。</p> <p>先の定例会の松島議員の質問に、施設の建て替えは検討していない。毎年両施設から改修が必要な個所を聞き取り、改修個所の優先順位を決定して実施計画に掲載し、予算化することで長寿命化を図っている。と答弁されている。</p> <p><b>質問 2</b> 両施設の改修の必要な個所を聞き取り、計画的に実施していくとのことであるが、建物は経年劣化もあり、現象として見えることだけではない。建物の検査等行われていると思うが、どのように実施されているか。</p>

雨漏りは、構造物の劣化・湿気によるカビの発生、繁殖による健康被害のリスク・電気配線や機器への影響では、漏電や火災の危険性が高まる・照明やエアコンなど電化製品がショートして使えなくなる・など様々な面に影響を及ぼすことが指摘されている。

施設では天井から雨水が落ちているときは、床にバケツを置いて雨水を受けている。床が濡れているなどがあると雨水でなくても、滑って転倒、骨折などの事故の可能性がある、介護や医療の現場では、日ごろから非常に気を遣う場面でもある。

### 質問3

利用者の命と生活を預かる施設である。建物の長寿命化という問題でも、利用者の安全の確保、職員の働く環境の面からも、緊急性のある課題と考える。即対応が必要と思うがどのように考えておられるか。村の考えを伺う。

床暖房の不具合があり、対象の部屋には他の暖房施設はなく、この冬場は苦勞し、利用者にも迷惑をおかけすることになったと伺った。

### 質問4

建物の課題、住環境などの直接人に関わる課題、職員の働く環境の課題などがある。今年度特養喬木荘の床暖房設備改良工事が予算化されている。この問題も重要な問題である。仮に雨漏りの対応をするととなると、かなりの費用を要すると推察する。費用の問題はあるが、優先順位は問わず、先延ばしすることなく、今年度予算化した事業は確実に実施していただきたい。村の考えを伺う。

令和 8年 5月 29日

## 一 般 質 問 通 告 書

次の事項について喬木村会議規則第 60 条第 2 項の規定により通告します。

喬木村議会議長 下平 貢 殿

喬木村議会議 (氏名) 中森高茂

<p>質 問 事 項 1</p>	<p>大規模災害時に備えた行政代替庁舎の確保について</p>
<p>質 問 の 趣 旨</p>	<p>行政代替庁舎のさらなる確保は喬木村 BCP 上必須と考えるが、現状の状況と今後の課題は何かまた方向性は。 林檎屋共働空間を活用した災害協定の締結について。</p>
<p>質問要旨と質問</p>	<p>1.令和 7 年 3 月の議員全員協議会において、喬木村 BCP との整合性を図りながら、喬木村議会 BCP を作成しました。本年度は新しい議会構成のもと、議員定数の削減等も踏まえつつ必要な修正を行ってきたところです。</p> <p>その検討の中で、災害時のインフラ被害等により役場庁舎周辺が使用できない、または職員や議員が参集できない場合に、どこを行政代替庁舎として機能させるのかが問われました。</p> <p>喬木村 BCP に記された現状では、行政代替庁舎として防災センター2階が1位に、みんなの広場アスポが2位に特定されています。また、庁舎使用不可時の代替庁舎設置場所として、福祉センター1階が1位に、役場駐車場等の屋外テントの設営避難所として記されています。役場庁舎周辺のため同時被災の可能性があると想定されます。このような状況を鑑み、村内各地域に分散した代替施設の選定が喬木村行政 BCP 上の重要な課題であると認識しています。</p> <p>そこで質問します。万一役場庁舎周辺が被災した場合、もしくは周辺が被災し庁舎まで多くの職員が参集できない場合、現時点で行政代替庁舎としてどの施設を想定しているのか、現状の課題と今後の方向性についてどのように考えているのか伺います。</p>

2. 林檎屋共働空間は、

- ・太陽光発電による停電時の電源が確保
- ・井戸水による断水時の生活用水・飲料水の確保
- ・普通車・軽乗用車の電気自動車を2台保有している
- ・Wi-Fi環境、会議スペースなどワーキング機能の整備

といった設備を備えており、BCP拠点として極めて有効な条件を満たしています。

また、事業主の方からは協力意向も確認済みです。これらの点を踏まえると、行政代替庁舎としての活用に加え、特に近隣にお住まいの移動困難な方々の「短期的な一時避難所」としても機能し得ると考えます。については、有事の際の行政代替庁舎および一時避難所としての活用を含め、林檎屋共働空間との災害協定を早急に締結するよう提案いたしますが、村としての考えを伺います。

令和 8年 5月 29日

## 一 般 質 問 通 告 書

次の事項について喬木村会議規則第 60 条第 2 項の規定により通告します。

喬木村議会議長 下平 貢 殿

喬木村議会議 (氏名) 中森高茂

質 問 事 項2	ゴルフ場跡地購入等予算を要求した理由と、購入後の活用ビジョンについて
質 問 の 趣 旨	交流人口拡大の施策として、上平ゴルフ場の跡地を購入して野外施設として活用するための予算請求が行われ、3月議会で認定しましたが、その後の活用ビジョン・判断基準についてお聞きします。
質 問 要 旨 と 質 問	<p>1. 野外施設としての活用を前提にした土地購入の理由と、地権者説明会の概要、購入後の活用ビジョンについて</p> <p>人口減少や高齢化が進む中、村は交流人口拡大のために共創施設建設など様々な施策を推進してきました。上平ゴルフ場跡地については、野外施設としての活用を想定し、本年度予算では井戸掘削費や土地購入費が議会で認定され、先日、地権者・地元説明会が行われたと伺っています。</p> <p>そこで以下三点を伺います。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地権者・地元説明会の概要(説明内容・主な意見・今後の調整方針)</li> <li>2. 土地購入に向けた今後の方向性(スケジュール・手続き・課題認識)</li> <li>3. 土地が購入された場合、村として現時点で想定している野外施設としての活用ビジョン</li> </ol> <p>2. 地域環境の変化を踏まえた土地活用方針の判断基準について伺います。</p> <p>アクセス道路整備の遅延(リニア開業延期・青崩峠道路・飯喬道路の不透明さ)、国際情勢の不安定化による建設資材価格の高騰、物価上昇による事業費の増大リスクなどを踏まえ、土地購入がされたと仮定した場合、村として活用方法を決定する際の判断基準(経済性、公共性、維持管理コスト等)をどのように設定しているのかについて伺います</p>

令和8年 5月28日  
通告番号 3

## 一 般 質 問 通 告 書

次の事項について喬木村会議規則第60条第2項の規定により通告します。

喬木村議会議長 下平 貢 殿

喬木村議会議員 櫻井 登

質 問 事 項 1	村花「くりん草」の今後について
質 問 の 趣 旨	<p>平成8年3月22日に「くりん草」が村花として、また同日「うぐいす」が村鳥として定められた。(村木「イチョウ」は平成2年3月1日)</p> <p>村花と定められているが、村の関わりの範囲はどのような位置付けとなっているのか。</p> <p>ボランティア活動の限界や今後の管理運営、くりん草園の復旧、観光拠点化など思いを馳せるが、村の見解をお訊ねしたい。</p>
質 問 要 旨 と 質 問	<p>1) 村花「くりん草」休園について</p> <p>今までは、愛好会の皆さんの努力の賜物であり、多くの来園者に喜ばれていたが、本年は休園を余儀なくされ、惜しまれる声を幾度となく耳にした。こうした状況は急な出来事ではなく、予想できたことであり、村花の残念な姿が現実となってしまった。一部花を見ることはできるが今までとは違う。</p> <p>本来、栽培管理に徹していれば、避けられたことであり、その点、村はどのように捉えているのか、お訊きしたい。</p>

## 2)「ボランティア活動」には限界があるについて

ボランティア活動は、地域に根差した価値があるが、それとは別に憂慮すべきことは、スタッフには高齢化に伴う行動力の衰えも目立ち、これからの取組みへの活力は出ようがないことは自明である。

厳しい経済社会の中で、「ボランティア活動をするのは、時間や人生にゆとりのある人」それが「イコールシニア」と思われているのかもしれない。しかし、ボランティア活動には限界がある。現実的な課題を克服するためには単なる情熱だけでなく、戦略的な視点と計画性、そして組織的な運営体制が求められる。そのための資金計画も伴うが、村はどのような思いをお持ちか、お訊きしたい。

## 3) 村花「くりん草園」の管理運営について

栽培管理をする組織を村が立ち上げることはできないか。

ボランティアとの役割分担ができる専門部署を設置し、年間の管理を具体的な行動として成果を出すような気構えが必要と思う。その様なことは無理なのかどうか。無理だとすれば、支障になることは何か。それを取り除く努力をしないと「村花」に恥じることにならないか。解決策を模索し、持続可能でより効果的な活動へと発展させていくことが、村花くりん草園の管理運営と活動全体の発展に繋がると思われる。

村の見解をお訊きしたい。

## 4)「くりん草園」の復旧について

村花に力を注ぐ。くりん草園を復旧させる。本格的なプロジェクトを立ち上げる。

先ず、くりん草の株数を増やし、植栽地の土壌の転換を実施する。株と土壌がそろえばくりん草を植栽できる。難しく考えることはない。実行とそのため資金があれば、くりん草園の復旧は可能である。やりませんか。

村の考え次第で村花くりん草を以前のような姿にできる。住民はそうのように望んでいると思う。村の考えをお訊きしたい。

#### 5) 村花「くりん草」の観光拠点化について

九十九谷森林公園は、くりん草の適した条件が揃っている。くりん草の群生はどこにもあるものではなく、湿地と山の木々による日差しが遮られた適地が喬木村の九十九谷森林公園であり、村花に相応しい環境条件が合致して見ごたえのあるくりん草を楽しんでもらえることができると思っている。

花は、癒しとともに自然とのふれあいの拠点であり、非日常的な空間を提供できる場であり、各地に根差した観光拠点となっている。

くりん草が花開くときは、ポピーまつりと重なり、来訪者のほとんどの方が両方を楽しみにしているし、リピーターも大勢いる。積み上げられた活動を持続可能な本腰を入れた観光としての位置づけが今後さらに必要かと思う。

村花くりん草を主体とした観光拠点にガーデニングが施された戸建て店舗やショップ、小さな飲食店も散在する来訪者の目的となり得る施設、全シーズン「花」をテーマとした観光の拠点として発展させるくらい、発想を転換し、力の入れ様が欲しい。村はどのように考えるかお訊ねしたい。

令和 8 年 5 月 28 日

## 一 般 質 問 通 告 書

次の事項について喬木村会議規則第 60 条第 2 項の規定により通告します。

喬木村議会議長 下平 貢 様

喬木村議会議員 後藤 章人

<p>質 問 事 項 1</p>	<p>1.クマ出没に関する対策について 2.村内に村管理の土捨て場を</p>
<p>質 問 の 趣 旨</p>	<p>1.クマ出没時の情報伝達体制や住民への注意喚起、被害防止対策、関係機関との連携強化について 2.村内における残土処理の現状と課題、村管理による土捨て場整備の可能性について</p>
<p>質問要旨と質問</p>	<p>1. 近年、全国的にクマの出没が増加しており、喬木村内においても目撃情報があり、住民生活への不安が高まっている。特に通学路や住宅地周辺への出没は、住民の安全安心に直結する問題である。村として関係機関と連携しながら、迅速な情報共有や被害防止対策を強化する必要があると考え、村の対応方針を伺う。</p> <p>①熊に遭遇した時の安全対策としての熊よけ鈴、ラジオ、多人数での行動等は、最近の熊の生体の変化・出没の状況から見て役立つ対策とは言い難い。熊の生体の変化や出没場所に関して認識を変える必要があると思うがいかがか。</p> <p>②前回の答弁で、熊ゾーニング管理実施計画について県の作成支援を利用して計画を作成していくとのことだったが、作成に取り掛かっているのか。どの程度進んでいるのか。</p> <p>2. 道路改良工事や住宅整備、農地整備などに伴い発生する残土について、処分場所の確保に苦慮する声がある。適切な処理場所が不足することで、工事費増加につながる懸念がある。村民や事業者の利便性向上と適正な残土処理を図るため、村管理による土捨て場整備の必要性について伺う。</p> <p>①現在、村管理の土捨て場は、村内に何か所あるのか。 ②村内に村管理の土捨て場が必要と思うがいかがか。</p>

令和 8年 5月 28日

## 一 般 質 問 通 告 書

次の事項について喬木村会議規則第 60 条第 2 項の規定により通告します。

喬木村議会議長 下平 貢 様

喬木村議会議員 小川原 美智穂

<p>質 問 事 項 1</p>	<p>人口減少と少子高齢化に関する今後の村の対応について</p>
<p>質 問 の 趣 旨</p>	<p>令和 7 年国勢調査速報値により、当村の人口は予測を大きく下回り、35 年間で 1,724 人、直近 5 年間で 455 人減少するなど、人口減少と少子高齢化が深刻な状況であることが明らかとなった。</p> <p>また、世帯数は増加している一方で世帯規模は縮小し、高齢単身世帯の増加、若年層の転出、地域コミュニティや伝統文化の担い手不足など、村の持続性に関わる課題が顕在化している。</p> <p>これらの現状を踏まえ、人口減少の要因分析、若者の定着・移住定住施策の効果検証と改善、高齢者支援体制の強化、地域コミュニティと伝統文化の維持、そして財政運営の持続可能性について、行政の認識と今後の具体的な対応方針を確認するために伺う。</p>
<p>質問要旨と質問</p>	<p>令和 7 年国勢調査の速報値が公表され、当村の人口動態が明らかになった。1990 年の 7,242 人から、2025 年には 5,518 人へと、1,724 人減少している。一方で、世帯数は 1,818 世帯から 2,029 世帯へと増加し、人口減少と世帯数増加が同時に進むという特徴的な状況が続いている。</p> <p>直近 5 年間では、人口が 455 人減少 (-7.6%) し、下伊那郡平均 (-7.1%) や長野県全体平均 (-4.5%) よりも大きな減少率となっている。</p> <p>第 2 期南信州喬木村まち・ひと・しごと創生総合戦略では、令和 7 年の目標人口 6,031 人、予測人口 5,864 人としていたが、今回の速報値では、5,518 人と、予測を 346 人も下回る深刻な結果となった。</p> <p>これらの数字は、当村が直面する人口減少と少子高齢化の深刻さを示すものであり、今後の村づくりにおいて避けて通れない重要課題である。</p> <p>1-1 令和 7 年国勢調査速報値を踏まえ、当村の人口減少の主要因をどのように分析しているのか。自然減（出生・死亡）と社会減（転入・転出）の内訳について伺う。</p> <p>1-2 若年層の転出状況について、行政としてどのように把握しているのか。</p> <p>また、これまで実施してきた喬木村定住促進就業祝金支給事業、住</p>

宅取得支援、奨学金返還支援助成金などの移住・定住促進施策の効果検証はどのように行っているのか伺う。

その上で、効果が高い施策に予算を重点的に配分し、効果が見えにくい施策については見直しをおこなうなど、施策の選択と集中を進めるべきと考えるが、行政の見解を伺う。

1-3 これらの施策は、村内に移住・定住する若者などを対象に、手厚い支援として、実施されてきたものである。1-2で伺った効果の検証を踏まえ、若者の定着を促すため、雇用・住宅・子育て支援など、今後どのような改善策を検討しているのか伺う。

また、現在策定中の次期総合計画において、若者定着施策をどのように位置付け、反映させていく考えなのか伺う。

特に、若者のニーズに合致した施策、例えば目的を持って若者が集まってくる仕掛けづくりや、「試しに住んでみる」から移住につながる体験型の施策など、限られた財源を最大限に活かすための戦略的な施策展開が必要と考えるが、どのように取り組むのか伺う。

1-4 世帯規模の縮小が進む中、高齢単身世帯の増加に対し、見守り体制や地域包括ケアの強化をどのように進めていくのか伺う。

あわせて、令和9年度から始まる次期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に、これらの課題への対応をどのように位置づけ、具体的に反映させていく考えなのか伺う。

1-5 地域コミュニティの維持に向け、行政としてどのような支援策を考えているのか伺う。

特に、役員のなり手不足や環境整備作業への協力が得られにくくなっている現状に加え、祭礼や伝統文化の継承が困難になっている状況に対して、どのような支援を行っていくのか伺う。あわせて、地域コミュニティ支援についても、効果の高い取り組みに重点化し、地域の実情に応じた柔軟な支援制度の構築を検討すべきと考えるが、見解を伺う。

1-6 人口減少と高齢化が進む中、中長期的な財政見通しをどのように立てているのか伺う。

また、持続可能な行政運営のための具体的な施策について伺う。

特に、人口減少が続く中では、すべての施策を維持することは困難であり、効果の高い施策に予算を集中し、優先順位を明確にした行政運営が求められると考えるが、どのように取り組むのか伺う。

令和 8 年 5 月 29 日

## 一 般 質 問 通 告 書

次の事項について喬木村会議規則第 60 条第 2 項の規定により通告します。

喬木村議会議長 下平 貢 殿

喬木村議会議員 福澤一成

質 問 事 項 1	地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充について
質 問 の 趣 旨	社会福祉法の一部が改正されるにあたり村の取り組みについて
質 問 要 旨 と 質 問	<p>1-1</p> <p>今国会において、「社会福祉法の一部を改正する法律」が制定される見通しであり、今回の改正では、質の高い福祉サービスの確保と、社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立の双方を図ることが目的とされています。</p> <p>その改正項目の一つとして、包括的な支援体制の整備を促進するための新たな事業『小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業』が創設されると示されています。</p> <p>今回創設されるこの事業については、特に小規模自治体において、重層的支援体制整備を進めるうえで課題となっている人材確保や専門性の不足を補い、相談支援や地域づくりを分野横断的に実施し、地域と福祉の協働体制を強化することが目的と認識をしております。</p> <p>一方で、喬木村ではすでに、今年最終年度となる、第 9 期喬木村高齢者福祉計画・介護保険事業計画の中で、すでに重層的支援体制の推進が図られているものと思います。</p> <p>そこでお伺いたします。</p> <p>このような本村の現状を踏まえたとき、今回新たに創設される本事業は、喬木村にとってどのようなメリットがあるとお考えか、村の見解をお聞きいたします。</p>

1-2

次に、頼れる身寄りがいない高齢者等に対する日常生活支援、入院・入所等の手続き支援、さらには死後事務の支援を行う事業、いわゆる「高齢者等終身サポート事業」を、第二種社会福祉事業として位置付ける法改正について伺います。

これまで本村においては、頼れる身寄りがいない高齢者等に対しては、相談が寄せられた個別事案への対応や、地域ささえあい協議会での課題協議など、一定の取り組みを進めていただきました。しかし行政としては、生活上の課題を把握してはいても、積極的な体制整備までは踏み込めず、見守りや関係機関への紹介等にとどまるというのが現状ではないかと思っております。

今回の法改正では、

- 入院・入所等の手続きを行えない
- 死後の手続きを担う人がいない
- 空き家等の処分ができない

といった、身寄りのない高齢者等が抱える深刻な生活課題について、自治体が福祉的制度として支援できる道が開かれるものと理解しております。

施行は「2年以内」とされていますが、喬木村としては、これらの課題に対応するため、どのような体制整備や準備を進めていくお考えなのか。

本村としての取り組み方針をお伺いいたします。

質 問 事 項2	
質 問 の 趣 旨	在宅介護世帯への支援について
質問要旨と質問	<p>2-1</p> <p>多くのご家庭で、日々の介護に大きなご苦勞を抱えておられること      と思います。</p> <p>村では「共に支えあい、誰もがいきいきと自分らしく暮らせる村づくり」を掲げ、第9期喬木村高齢者福祉計画・介護保険事業計画を取り      組まれておりますが、推進目標の3では「高齢者本人が望む場所での      暮らしを支援」、推進目標の2では「家族介護者への負担軽減」とあり、在宅を希望される方々への支援が進められています。</p> <p>しかしながら、在宅介護を担うご家族の経済的負担は大きく、加えて      最近の物価高騰により益々負担が増大していると聞いております。</p> <p>現在村では、住民税非課税世帯で要介護4及び5に認定された方を在宅      にて介護をされている世帯に対して介護用品給付事業を行って      いただいております。一方で、こうした要件に該当しない世帯におい      ても在宅で介護をされているご家庭は多く、同様に経済的負担を抱えて      いるのが実情です。</p> <p>そこで、在宅介護を行っている世帯の負担軽減に向け、現行の介護用品      給付事業の対象拡大や、新たな支援策の検討など、村としてどのように      考えているのか、お伺いいたします。</p>

質 問 事 項3	災害備蓄品の拡充について
質 問 の 趣 旨	行政と家庭備蓄の両輪が更に必要
質 問 要 旨 と 質 問	<p>3-1</p> <p>村では毎年防災備蓄品を計画的に整備されており心強く感じております。</p> <p>昨年度は、各自主防災組織に対し、飲料水や食料品をはじめ、ラップ式簡易トイレ、折り畳み式簡易ベッド、ポータブル電源などの配備がされました。また福祉避難所として指定されている各施設においても同様な備蓄整備が進められて感謝を申し上げます。</p> <p>自主防災組織ごとにガソリン発電機やポータブル電源、ラップ式簡易トイレ、折り畳み式ベッド等をこれほどの規模で整備されている自治体は多くなく、さらに今年から災害時をも想定した、分散型水循環システムの採用など、村外の防災関係者からも驚きの声が寄せられているところです。</p> <p>さて、こうした整備が進む中で、飲料水や食品の備蓄量についてお伺いいたします。</p> <p><b>令和8年3月時点の村の備蓄量は、避難所、施設等を含め</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 飲料水:4,200 リットル(1日 1,400 人分、3日間で約 470 人分)</li> <li>● パックご飯:6,000 パック(1日 2,000 人分、3日間で約 670 人分)</li> </ul> <p>とお聞きしております。</p> <p>これは避難所等での収容人数が基準として想定されていると理解しております。</p> <p>一方で、令和7年度の村民意識調査では避難指示発令時に「どのような避難行動を取りますか」の問いに対して約60%の方が指定避難所に避難すると回答されていますので、実際の災害時には備蓄品の配布については難しい判断が予想されます。私の聞いた能登半島での事例では1日経ってやっと500mmの水1本とおにぎり1個又は菓子パン1個だったというお話もあり、本村についても備蓄量に不足を感じております。</p> <p>また、同じ調査では、食料や飲料水の備蓄については何も備蓄していない世帯が約27%にのぼり、単純計算ですが約580世帯1,550人分が必要となる計算です。</p> <p>災害時の備蓄については、一般的に「3日分が必要で、1週間程度が望ましい」と言われております。しかし、国などの防災計画においても明確な備蓄量の基準は示されておらず、自治体が単独で十分な量を確保することは、財政面でも運用面でも大きな負担となっているのが</p>

実情と思われます。

しかし、南海トラフ巨大地震発生時ではこの地域への早い段階でのプッシュ型支援は難しいのではと予想されていて、そのため、本村としては行政による備蓄だけでなく、自主防災組織との連携強化、そして各ご家庭での備蓄推進を進めることで、村全体として3日分、さらには1週間分の備えを目指すことが重要であると考えます。

特に、指定避難所へ避難すると回答している60%の住民の方々に対しては、最低でも1日分の食料・飲料水を確実に配布できる備蓄量の確保が必要であると考えます。

また、今後の避難所には、避難所内の住民だけでなく、在宅避難者や車中泊避難者など、周辺地域の方々への支援も求められるようになります。こうした状況を踏まえると、現状の備蓄量のさらなる充実と、家庭備蓄の推進を両輪で進めながら、必要量の誤差をどのように解消していくかが大きな課題であると考えます。

そこで伺います。

現状の備蓄量のあり方、そして家庭備蓄の推進を含めた今後の備蓄体制の強化について、村としてどのように考えているのか、お聞きいたします。